

JALオンライン 企業登録申込用紙（2023年4月12日搭乗分以降）

三井住友カード株式会社 御中

当社は利用規約を承認のうえ、当社における法人カード使用者がJALオンライン利用者となることを承認し、JALオンライン利用に必要な企業IDおよびユーザーID・パスワードの取得を希望し、下記に指定した利用管理者に対する利用管理者IDの取得を希望します。当社は三井住友カード㈱が保護措置を講じた上で、日本航空㈱に対し、JALオンラインの提供を目的として下記申込書を提出し、日本航空㈱がこれを利用することに同意します。なお、当社は、貴社審査の結果により、企業ID、ユーザーID・パスワードが取得できないことについて何ら意義ありません。

※ご記入された情報はJALオンラインの審査および発行後の管理、並びに付帯サービス提供のために利用されます。

申 込 日： 年 月 日

会社名/所在地

フリガナ

会社名
(登記法人名)

法人
印

フリガナ

所在地 〒

※然るべき代表者様の自署もしくは捺印(社印・代表者印)にてご記入ご捺印をお願いします。

法人番号 001

管理責任者

JALオンライン申込についての責任者

フリガナ

氏名

氏名ローマ字

所属/役職

Eメールアドレス

電話番号

利用管理者

JALオンライン管理者操作のユーザーIDを付与します
※上記と異なる場合のみご記入ください

フリガナ

氏名

氏名ローマ字

所属/役職

Eメールアドレス

電話番号

- 登録完了後、JALよりご連絡させていただきます。
- 企業登録には約2週間程度かかります。

JAL使用欄

企業ID

通知日

「三井住友カードJALオンライン航空券予約サービス」の利用お申し込みをする前に、必ず本規約をご覧ください。
お申し込みいただいた時点で規約にご了承いただいたものと見なします。

第一条 (JAL ONLINE 航空券予約サービス)

本規約において「JAL ONLINE 航空券予約サービス」とは各カード会社と日本航空株式会社(以下JALという)の契約を前提に、JALが各カード会社の法人カード会員(以下利用者という)向けにインターネットWEB上において提供する航空券の予約手配・発券・搭乗・運賃料金精算の包括的な利用形態、システムの総称とする。利用形態は各号の通り。

1. 予約に際しては、利用者が利用するコンピューター端末機から、予め通知されたID・パスワード(以下「ID等」という)を用いて、「JAL ONLINE 航空券予約サービス」にログインし、JALグループ国内線の座席予約及び発券を行う。
2. 「JAL ONLINE 航空券予約サービス」で発券の際には各カード会社の法人カード(以下「法人カード」という)を利用するものとする。
3. 利用者は空港においてJALが指定する認証方法にて有効性を認証することにより、搭乗する精算については、発券精算とする。
4. 利用者が別に有効なJAL航空券を所持している場合にはこれを利用することも可能とする。但しこの場合は本規約第十一条の精算行為の規定に含まれない。
5. 利用可能な運賃種別についてはJALが別途定めるものとする。

第二条 (利用者の登録)

1. 「JAL ONLINE 航空券予約サービス」の利用に先立ち、利用者は、本規約を承認した上で、JAL所定の方法により、JAL所定の事項を申告し、利用登録申請を行うものとする。なお、利用者は日本国内に登記がある法人または個人事業主とする。

2. 「JAL ONLINE 航空券予約サービス」の利用者が、お得意様番号を得るにあたっては各々JALマイレージバンクカードに加入し、その利用契約、会員規約等に基づくものとする。
3. 本条第一項で利用登録申請した利用者のうち、各カード会社及びJALにて審査手続きを行い、利用登録を承認した利用者に対し、JALはID等を付与し、本サービスを提供するものとする。

第三条 (登録の拒絶)

各カード会社及びJALは、第二条第一項で利用登録申請した利用者が以下の何れかの項目に該当する場合、その利用者の本サービスの利用を拒絶できるものとする。できるものとする。

1. 利用登録申請をした利用者が、本サービスの対象でない場合(各カード会社の会員資格を喪失している場合または、各カード会社の使用者資格を喪失している場合、各カード会社の個人会員の場合)。
2. 利用登録申請をした時点で、各法人カードのご利用状況、お支払状況等が不適当な場合。
3. 利用登録申請の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあった場合。
4. 各カード会社に予め登録されている情報について改めて確認が必要な場合。
5. カード不正使用による被害発生時や、利用者が各カード会社に届け出た氏名、勤務先、住所、お支払口座等に変更があり、直ちに各カード会社所定の届出用紙により手続きを行わなかった場合など正確な本サービスの提供が困難と予測される場合。
6. その他、会員規約違反など各カード会社及びJALが利用者として不適当と判断した場合。

第四条 (接続方式)

利用者のコンピューター端末機からJALのホストコンピューターへの接続については、ダイヤル接続もしくはインターネット接続とし、必要な通信手段の手配、通信に関わる費用は利用者の負担とする。

第五条 (操作元認証)

JALのホストコンピューターへの接続を行うにあたってはID等を用いたログイン段階での操作元認証を行う。

第六条 (ID等の管理責任)

1. 利用者は、自己のID等の使用、管理について一切の責任を負うものとし、そのID等を用いてなされた一切の行為及びその結果について、自己が行ったものとみなされることを承認するものとする。
2. ID等が第三者に使用されたことによる損害は、利用者の故意過失の有無に拘らず、各カード会社及びJALはいかなる責任をも負わないものとする。
3. 利用者は、本サービスによりダウンロードした個々のデータにおいても使用、管理について一切の責任を負うものとし、データ改竄など利用者ならびに第三者に不利益や損害が発生した場合にも各カード会社及びJALはその責任を負わないものとする。
4. 利用者は、自己の設定したID等を失念した場合は、直ちにJALに届け出るものとし、JALの指示に従うものとする。なお、この場合であっても当該ID等によりなされた本サービスの利用は、当該利用者が利用したとみなすことに異議ないものとする。

第七条 (予約の作成・変更・取り消し・払い戻し)

1. 「JAL ONLINE 航空券予約サービス」での搭乗を希望する場合、予約手配は「JAL ONLINE 航空券予約サービス」を使用して行うものとする。
2. 予約変更、追加、取り消しについては最初に予約手配を行った「JAL ONLINE 航空券予約サービス」を使用して行うものとする。
3. 払い戻しが必要な航空券についてはJALの航空券取扱規約、運用に準ずる。また払い戻しの精算は各法人カードにて行う。
4. 予約キャンセル待ちを行った予約記録の座席手配が出来た場合はJALより利用者へeメールにて連絡を行う。

第八条 (予約の未利用)

1. 未利用の予約記録については、JALの航空券予約取扱規約、運用に準ずる。
2. 取り消しにあたり、取消手数料が発生する場合、利用者は規定の手数料を支払う。

第九条 (搭乗)

利用者は第一条第三項の方法にて認証されることにより搭乗することができる。認証できない場合、または予約が有効でも「JAL ONLINE 航空券予約サービス」で発券されていない場合には、JALは搭乗を拒否することができる。

第十条 (運送約款)

利用者のJALグループ国内線搭乗にあたってはJALグループの国内旅客運送約款に従う。

第十一条 (精算)

1. 利用者により発券された航空券類の運賃料金は、各カード会社所定の期日に支払精算を行うものとする。
2. 各法人カード利用による運賃料金の精算においては、発券日をカード利用日とする。また、取り消しについては、取消手数料発生した日をカード利用日とする。
3. 予約の変更に伴い追加請求が発生した場合は、第一条第二項で指定したカード以外の利用もできるものとし、第一条第二項で指定したカード以外の利用をした場合の払い戻しにあたっては第七条第三項に関わらず利用したカードにて行うものとする。

第十二条 (債権管理)

1. 「JAL ONLINE 航空券予約サービス」の利用によりJALが取得した航空券類利用代金請求権は、各カード会社とJAL間の契約に基づき各カード会社に帰属することとし、利用者はこれに承諾する。
2. 各カード会社及びJALは、利用者に対する与信審査結果により、直ちに本利用を解除する場合があります。

第十三条 (利用停止)

各カード会社及びJALは、利用者の利用に際して本規約第二十二條第二項の各号に準じる問題が発生したと判断した場合には、「JAL ONLINE 航空券予約サービス」の利用を停止し、以下に定める方法で「JAL ONLINE 航空券予約サービス」での搭乗を拒否することができる。

1. JALのホストコンピューターへの接続停止
2. 手配済みの未搭乗予約記録の自動取消
3. 発券済み航空券の発行取消

第十四条 (利用上限)

各カード会社及びJALは、その判断により利用者が「JAL ONLINE 航空券予約サービス」を利用する際に利用金額の上限を設定できるものとする。

第十五条 (ソフトウェア、データベースの所有権・著作権)

1. 「JAL ONLINE 航空券予約サービス」利用にあたりJALが利用者に対して提供するソフトウェアの所有権、著作権及び一切の権利はJALに帰属し、利用者はこれを抹消または複製・改変・開示またはその他の機器で使用してはならない。
2. JALが所有するデータベースの著作権、所有権及びその他一切の権利はJALに属する。

第十六条 (運用停止)

JALは、以下の場合において「JAL ONLINE 航空券予約サービス」の運用を停止することができる。

1. JALが保守、整備、改修、機器交換のためシステムの全部または一部を停止する場合。
2. 天変地異、騒乱、戦争、ストライキ等、JALの管理不可能な理由によりシステムの全部または一部を停止する場合。

第十七条 (ソフトウェア障害責任)

JALは、提供ソフトウェアの不作為、誤操作等により利用者の被った損害についてJALの故意または重大過失に基づく場合を除き、その責を負わない。

第十八条 (端末障害責任)

JALは、利用者のコンピューター端末に障害が発生した場合、JAL提供のシステムに起因する障害であることが明白に特定できない限り一切の責を負わない。

第十九条 (不正使用の禁止)

利用者は、正当な操作方法以外の方法で「JAL ONLINE 航空券予約サービス」を使用してはならない。不正使用に起因する事故やJALに対して重大な影響を及ぼした場合は、利用者がその責を負い、JALは利用者に対して相応の賠償を請求できるものとする。

第二十条 (第三者への販売行為の禁止)

1. 利用者は、本人以外への航空券類の販売やこれに類する行為を行ってはならない。
2. 利用者は、JALの代理業務やこれに類する行為を行ってはならない。

第二十一条 (機能追加)

「JAL ONLINE 航空券予約サービス」の機能追加がなされた場合、利用者は特に各カード会社及びJALより定めがある場合を除き、本規約の改訂を行うことなくこれを利用することができる。

第二十二条 (利用終了・抹消)

1. 利用者はJALに対して書面を通知することにより、本利用を終了することができる。
2. 各カード会社及びJALは、利用者において各号のいずれかに該当する場合もしくは該当するおそれのある場合、利用者に対する通知を要さず直ちに本利用登録を抹消することができる。
 - (1)「JAL ONLINE 航空券予約サービス」のシステムの不適当な操作、運用が行われた場合。
 - (2)本規約に定める各条項に違反した場合
 - (3)各カード会社に対する航空券類の代金を一回でも滞納した場合。
 - (4)各カード会社カードを返金した場合。
3. 各カード会社及びJALは、利用者において以下各号のいずれかに該当する場合、若しくは該当するおそれがあると合理的に判断した場合、利用者に対する通知を要さず直ちに本登録を解除することができる。
 - (1)次に掲げる反社会的勢力のいずれかに該当する場合。
 - ①暴力団
 - ②暴力団員
 - ③暴力団準構成員
 - ④暴力団関係企業
 - ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
 - ⑥その他前記①ないし⑤に準ずるもの
 - (2)前号に掲げる反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者(以下「反社会的勢力等」という)と次に掲げるいずれに該当する関係を有する場合。
 - ①反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - ②反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - ③反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - ④その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
 - (3)自ら又は第三者を利用して次に掲げる行為を行った場合。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計又は威力を用いて他の当事者の信用を毀損し、業務を妨害する行為
 - ⑤その他前記①ないし④に準ずる行為
4. 本条第二項又は第三項により本契約が解除された場合は、JALは、利用者とは別途JALオンラインを利用した契約及び利用登録を拒絶することができる。

第二十三条 (協議事項)

本規約に定めのない事項または本規約に関して疑義が生じた場合は、その都度各カード会社、JAL及び利用者間で協議し誠意を以てその解決にあたるものとする。